



2019 年 10-12 月期四半期別GDP速報(1次速報値)  
における推計方法の変更等について

令和 2 年 1 月 27 日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

1. 消費税率改定に伴う対応

供給側推計及び需要側推計ともに一度消費税を計上した値で推計を行っていることから、2019 年 10 月の消費税率改定を適切に反映するため、以下の対応を行う。

なお、このようにして推計された総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)は、仕入税額控除に係る消費税を控除することにより記録される。

(1)供給側推計

推計項目	関連する最終需要項目	対応
国内総供給	国内家計最終消費支出、 総固定資本形成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 出荷額を数量指数×価格指数を用いて推計している品目において、推計品目が課税対象であるが価格指数に輸入物価指数を用いている場合、当該価格指数に消費税率改定分を反映した計数を用いて名目出荷額を推計する。</li><li>● 出荷額を「サービス産業動向調査」(総務省)を用いて推計している品目については、2019 年 10 月分速報より消費税込み売上高(特別集計)が公表されたことを受け、同年 10-12 月期以降については消費税込み系列の前期比を用いて名目出荷額を推計する。</li><li>● 総固定資本形成の建築分の基礎資料である「建設総合統計」(国土交通省)のうち建築分は税抜表示であるため、消費税率 10%に換算した金額を用いて名目値を推計する。なお、土木分は税込表示となっているため、これをそのまま用いて推計する。</li></ul>

(2)需要側推計

需要項目	内訳項目	対応
民間最終消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出	<ul style="list-style-type: none"><li>● トレンド推計を行っている中間消費分について、トレンド推計値に消費税率改定分を乗じた値を名目値とする。</li></ul>

民間住宅	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎統計である「建築物着工統計」(国土交通省) 工事費予定額が税抜表示であるため、消費税率10%に換算した金額を進捗展開して名目値を推計する。その際、経過措置(2019年3月以前の着工分は2019年10月以降の引き渡しであっても旧税率が適用される措置)を考慮する。</li> </ul>
公的固定資本形成	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎統計である「建設総合統計」(国土交通省)のうち建築分は税抜表示であるため、消費税率10%に換算した金額を用いて名目値を推計する。その際、経過措置(2019年3月以前の着工分は2019年10月以降の引き渡しであっても旧税率が適用される措置)を考慮する。なお、「建設総合統計」の土木分は税込表示となっているため、これをそのまま用いて推計する。</li> </ul>

※ 民間住宅及び公的固定資本形成の実質化に際しては、経過措置を考慮したデフレーターを用いる。

### (3) 季節調整ダミー変数の設定

国内家計最終消費支出の以下の系列について、2019年7-9月期と10-12月期において、加法型異常値処理のダミー変数を設定する。

なお、今回の処理は速報段階における暫定的な処理であり、今後のデータの蓄積を踏まえ、有意性の有無について安定的に結果が得られた時点で、ダミー変数を残すか否かについて検証する。

系列(名目及び実質)	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 耐久財、半耐久財、非耐久財	AO2019.3、AO2019.4

## 2. 幼児教育・保育の無償化の導入に伴う対応

2019年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に関し、GDP統計での扱いは下記のとおり。

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、家計が負担する利用料が減少し(国内家計最終消費支出のうち、家計が一般政府(国公立の場合)及び対家計民間非営利団体(私立の場合)から購入する「財貨・サービスの販売」が減少)、その分、一般政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出が増加する。
- ・ なお、財貨・サービスの販売デフレーターについては、家計、一般政府、対家計民間非営利団体をあわせた幼児教育・保育サービスに対する対価は変わらず、その負担割合が変化しただけであることから、無償化による影響を受けない。

以上を踏まえ、2019年10-12月期以降、以下の対応を行う。

需要項目	内訳項目	対応
国内家計最終消費支出	財貨・サービスの販売	トレンド推計を行っている 「財貨・サービスの販売」分 について、トレンド推計値か ら予算情報を基に無償化分 を控除した値を名目値とす る。
対家計民間非営利団体最終消費支出	財貨・サービスの販売（控除項目）	
政府最終消費支出	財貨・サービスの販売（控除項目）	

### 3. 台風第 19 号等の影響に伴う対応

令和元年台風第 19 号等の影響について、基礎統計を通じて十分に反映することが困難と考えられるものを可能な範囲で調整するため、以下のとおり推計方法を一部変更する。

#### 需要項目別名目値の推計方法

##### (1) 民間最終消費支出

国内家計最終消費支出の並行推計項目について、需要側推計に用いる世帯数については、「人口推計」(総務省)による人口から、令和元年台風第 19 号等による死者及び避難者数(「令和元年台風第 19 号等に係る被害状況等について」(非常災害対策本部)等)を控除することで推計される世帯数を用いる。

また、持ち家の帰属家賃を含む住宅賃貸料については、「令和元年台風第 19 号等に係る被害状況等について」(非常災害対策本部)等における建物被害(住宅被害)の件数等を用いて、今回の災害による滅失分の床面積を推計し、同値を控除することで推計する。

##### (2) 政府最終消費支出

令和元年台風第 19 号等に対する物資支援等の災害救助のため、令和元年度予算における予備費の使用が決定されており、これを反映して推計する。

##### (3) 公的固定資本形成

令和元年台風第 19 号等への対応として建設された応急仮設住宅分を推計し、公的固定資本形成に計上する。

### 4. 「自動車保有車両数統計」の公表遅延に伴う対応

供給側推計の「保険」の基礎資料である「自動車保有車両数統計」(国土交通省)において、2019 年 7 月末及び 8 月末現在については軽二輪車数が、9 月末及び 10 月末現在については全ての項目が公表されていない。このため、自動車保有車両数については、9 月末現在は 7 月末及び 8 月末の前年同期比を 9 月末の前年同月比として補外し、10 月末現在は前年同月の前月比で補外し、11 月末及び 12 月末現在は、従前どおり、この 10 月末の前年同月比を各月末の前年同月比として補外する。

なお、軽二輪車数については、前回同様<sup>1</sup>、7月末現在は前年同月の前月比により補外し、8月末現在はこの7月末の前年同月比を8月末の前年同月比として補外する。

(以上)

---

<sup>1</sup> 2019年11月29日『『2019年7-9月期四半期別GDP速報(2次速報値)』に係る利用上の注意について』参照。  
([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2019/pdf/announce\\_20191129.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2019/pdf/announce_20191129.pdf))